

## 佐伯市公用車車両広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市広告料収入事業実施要綱（平成19年佐伯市告示第73号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本市が所有する公用車（以下「公用車」という。）への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載車両)

第2条 広告掲載する公用車は、市長が別に定めるものとする。

### (広告掲載の規格、掲載位置及び広告掲載料)

第3条 広告掲載の規格、掲載位置及び広告掲載料は、別表による。

### (広告掲載の方法)

第4条 広告掲載は、ラッピング・フィルム、カッティング・マグネット・シート等の剥離が可能な素材を前条の規定により市長が定めた位置に貼付する方法で行う。

- 2 要綱第6条に規定する利用者（以下「利用者」という。）は、市長の指定する仕様に従い、その負担において広告物を製作し、公用車に貼り付け及び撤去するものとする。
- 3 利用者は、広告物の貼り付け及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市長と事前に協議の上、日程及び工程を決定し、市長の指示に従って行うものとする。
- 4 広告物の貼り付け又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該利用者が経費を負担して原状回復するものとする。

### (掲載できない広告)

第5条 要綱別表第18項第4号に規定する市長が認めるものとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 蛍光、反射効果を有する材質が使用されたもの等、その他の公用車運行中の周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの
- (2) 文字表記が縦書きであるもの、その他の公用車運行中の周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの
- (3) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (4) 公用車運行上の支障となるもの

### (広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載の募集は、本市のホームページ又は市報への掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は1月を単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みは、要綱第3条の広告掲載等利用申請書に広告案を添えて、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第4条の規定により、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 利用者は、市長が定める日までに別表に定める広告の掲載料を一括前納しなければならない。

- 2 既納の広告の掲載料は、返還しないものとする。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により広告の掲載を中止したときは、この限りではない。
- 3 前項ただし書により返還する額は、広告掲載に係る期間を1月単位で算出する。この場合において、広告掲載の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

(広告掲載の取消し)

第11条 要綱第7条第1項の規定による特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載料を前条第1項に規定する期限までに納入しなかったとき
- (2) その他、市長が不適切と認めたとき

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月8日から施行する。

別表（第3条関係）

車両	掲載場所	規格（縦×横）	広告掲載料
市内用公用車	片側面	30 cm 以内× 40 cm 以内	2,000円/月
	後部	30 cm 以内× 50 cm 以内	3,000円/月

※広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。